

政令第 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。